

新旧対照表

新	旧
<p>高知県企業立地促進要綱</p> <p>【省略】第1条 (定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>「県内企業」とは、登記簿に記載された本店の所在地が県内である企業をいう。</u></p> <p>(2) 「県外企業」とは、次のいずれかに該当するものをいう。 ア 登記簿に記載された本店の所在地が県外である企業 <u>イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき設立された事業協同組合のうち、アが出資総額の25%以上を拠出しているもの</u></p> <p>(3) 「新增設」とは、次に定めるものをいう。 ア 新設 県内に既存の工場等（企業が事業の用に供する施設をいう。以下同じ。）を有しない企業が、取得等を行った県内の指定用地等（指定用地及び指定外用地をいう。以下同じ。）へ工場等を設置する場合をいう。 イ 敷地内純増設 企業が第5条の規定に基づく指定の日（以下「企業指定日」という。）よりも前から取得等をしている土地（親会社、子会社、関連会社等が取得等している土地を含む。）に工場等を設置する場合（既存の建物を利用して新たな工場等を設置する場合を含む。）をいう。 ウ 敷地外純増設 (ア) 県内に既存の工場等を有する企業が新たに取得等を行った県内の指定用地等へ工場等を設置する場合でエに該当しないものをいう。 (イ) 企業が企業指定日よりも前から取得等をしている土地に工場等を設置することに伴い、新たに取得等を行う県内の指定用地等へ必要となる施設を設置する場合をいう。 エ 移転増設 県内に既存の工場等を有する企業が、取得等を行った指定用地等へ当該工場等を移転させる場合のうち、移転前後における土地等の面積又は建物の延べ床面積（「建物の延べ床面積」は、登記簿に記載された床面積（当該建物が登記されていない場合は、固定資産税の課税の基礎となった床面積）とする。ただし、本県以外にも工場等を有する場合、本社機能の用に供する建物の床面積は除く。）が増加する場合をいう。</p>	<p>高知県企業立地促進要綱</p> <p>【省略】第1条 (定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 「県内企業」とは、登記簿に記載された本店の所在地が県内である企業のうち、次号イに該当しないものをいう。</p> <p>(2) 「県外企業」とは、次のいずれかに該当するものをいう。 ア 登記簿に記載された本店の所在地が県外である企業 <u>イ アの子会社又は関連会社（財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条の規定による子会社及び関連会社をいう。）である県内企業</u> <u>ウ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき設立された事業協同組合のうち、アが出資総額の25%以上を拠出しているもの</u></p> <p>(3) 「新增設」とは、次に定めるものをいう。 ア 新設 県内に既存の工場等（企業が事業の用に供する施設をいう。以下同じ。）を有しない企業が、取得等を行った県内の指定用地等（指定用地及び指定外用地をいう。以下同じ。）へ工場等を設置する場合をいう。 イ 敷地内純増設 企業が第5条の規定に基づく指定の日（以下「企業指定日」という。）よりも前から取得等をしている土地（親会社、子会社、関連会社等が取得等している土地を含む。）に工場等を設置する場合（<u>製造業について、</u>既存の建物を利用して新たな工場等を設置する場合を含む。）をいう。 ウ 敷地外純増設 (ア) 県内に既存の工場等を有する企業が新たに取得等を行った県内の指定用地等へ工場等を設置する場合でエに該当しないものをいう。 (イ) 企業が企業指定日よりも前から取得等をしている土地に工場等を設置することに伴い、新たに取得等を行う県内の指定用地等へ必要となる施設を設置する場合をいう。 エ 移転増設 県内に既存の工場等を有する企業が、取得等を行った指定用地等へ当該工場等を移転させる場合のうち、移転前後における土地等の面積又は建物の延べ床面積（「建物の延べ床面積」は、登記簿に記載された床面積（当該建物が登記されていない場合は、固定資産税の課税の基礎となった床面積）とする。ただし、本県以外にも工場等を有する場合、本社機能の用に供する建物の床面積は除く。）が増加する場合をいう。</p>

新	旧
<p>(4) 製造業に係る「工場等」とは、「事業の用に供する施設」のうち、工場立地法施行規則（昭和49年大蔵省・厚生省・農林省・通商産業省・運輸省令第1号）第2条に規定する生産施設をいう。</p> <p><u>宿泊業に係る「工場等」とは、旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第2項に規定する「旅館・ホテル営業」を営む施設をいう。ただし、地方公共団体及び第三セクター方式による法人が所有し、又は新たに設置する施設は除く。</u></p> <p>(5) 「共同研究」とは、高知工科大学、高知大学若しくは高知工業高等専門学校等の県内教育機関又は高知県工業技術センター若しくは公益財団法人高知県産業振興センター等の公的な試験研究機関と契約を締結して行う共同研究をいう。</p> <p>【省略】第3条</p> <p>(指定外用地)</p> <p>第4条 この要綱により、指定用地以外の土地（以下「指定外用地」という。）は、次に掲げるいずれかの土地とする。</p> <p>(1) 知事が別に定めるサテライトオフィス等の業務を行おうとするオフィス及びサテライトオフィス等に賃貸する事業を行おうとする土地</p> <p><u>(2) 知事が別に定める小売業・宿泊業・飲食サービス業の業務を行おうとする土地</u></p> <p>(3) 県又は市町村が誘致した企業が現に立地している土地</p> <p>(4) 市町村の長又は知事との間において立地についての事前協定（当該市町村又は県の役割が明記されたものに限る。）を締結した企業が取得等（取得又は借上げをいう。以下同じ。）を行おうとする土地</p> <p>(5) 周辺の操業環境並びに工業用水及び進入路等のインフラ環境に現状支障がなく、かつ、工場の新增設によって支障が生じるおそれがないと認められる土地</p> <p>【省略】第5条～第12条</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和8年4月1日から施行する。</p>	<p>(4) 製造業に係る「工場等」とは、「事業の用に供する施設」のうち、工場立地法施行規則（昭和49年大蔵省・厚生省・農林省・通商産業省・運輸省令第1号）第2条に規定する生産施設をいう。</p> <p>(5) 「共同研究」とは、高知工科大学、高知大学若しくは高知工業高等専門学校等の県内教育機関又は高知県工業技術センター若しくは公益財団法人高知県産業振興センター等の公的な試験研究機関と契約を締結して行う共同研究をいう。</p> <p>【省略】第3条</p> <p>(指定外用地)</p> <p>第4条 この要綱により、指定用地以外の土地（以下「指定外用地」という。）は、次に掲げるいずれかの土地とする。</p> <p>(1) 知事が別に定めるサテライトオフィス等の業務を行おうとするオフィス及びサテライトオフィス等に賃貸する事業を行おうとする土地</p> <p>(2) 県又は市町村が誘致した企業が現に立地している土地</p> <p>(3) 市町村の長又は知事との間において立地についての事前協定（当該市町村又は県の役割が明記されたものに限る。）を締結した企業が取得等（取得又は借上げをいう。以下同じ。）を行おうとする土地</p> <p>(4) 周辺の操業環境並びに工業用水及び進入路等のインフラ環境に現状支障がなく、かつ、工場の新增設によって支障が生じるおそれがないと認められる土地</p> <p>【省略】第5条～第12条</p>

新

【省略】別表第1

別表第2（第5条、第6条関係）

区 分		企業の指定要件 （（注）企業指定の対象業種等区分は、別表第3のとおり）
指 定 用 地	第1種指定用地 高知テクノパーク	企業指定の対象業種等区分1から3まで又は5のいずれかに該当するもの。ただし、県内企業については既に操業している企業が当該用地内で増設を行う場合を除き、共同研究を行うものに限る。
	第1種指定用地 南国オフィスパーク 高知西南中核工業団地 高知岡豊工業団地	(1) 県外企業 企業指定の対象業種等区分1から3まで又は5のいずれかに該当するもの (2) 県内企業 企業指定の対象業種等区分1又は2に該当するもの
	第2種指定用地 第3種指定用地	企業指定の対象業種等区分1又は2に該当するもの
	第1種指定用地 高知みなみ流通団地 なんごく流通団地	(1) 県外企業 企業指定の対象業種等区分1から5までのいずれかに該当するもの。ただし、4については、用地を一括分譲で取得するものに限る。 (2) 県内企業 企業指定の対象業種等区分1から5までのいずれかに該当するもの。ただし、3から5までについては、用地を一括分譲で取得するものに限る。
	第1種指定用地 香南工業団地 川谷刈谷工場用地 高知中央産業団地 南国日章産業団地	企業指定の対象業種等区分1又は2に該当するもの
	第1種指定用地 高知新港企業用地 高知新港高台用地	企業指定の対象業種等区分1、2、4、5又は8から10までのいずれかに該当するもの
	第1種指定用地 宿毛湾港工業流通団地	企業指定の対象業種等区分1、2、4又は8のいずれかに該当するもの
	指定外用地	企業指定の対象業種等区分1、2、6、 <u>7</u> 又は <u>9</u> のいずれかに該当するもの

旧

【省略】別表第1

別表第2（第5条、第6条関係）

区 分		企業の指定要件 （（注）企業指定の対象業種等区分は、別表第3のとおり）
指 定 用 地	第1種指定用地 高知テクノパーク	企業指定の対象業種等区分1から3まで又は5のいずれかに該当するもの。ただし、県内企業については既に操業している企業が当該用地内で増設を行う場合を除き、共同研究を行うものに限る。
	第1種指定用地 南国オフィスパーク 高知西南中核工業団地 高知岡豊工業団地	(1) 県外企業 企業指定の対象業種等区分1から3まで又は5のいずれかに該当するもの (2) 県内企業 企業指定の対象業種等区分1又は2に該当するもの
	第2種指定用地 第3種指定用地	企業指定の対象業種等区分1又は2に該当するもの
	第1種指定用地 高知みなみ流通団地 なんごく流通団地	(1) 県外企業 企業指定の対象業種等区分1から5までのいずれかに該当するもの。ただし、4については、用地を一括分譲で取得するものに限る。 (2) 県内企業 企業指定の対象業種等区分1から5までのいずれかに該当するもの。ただし、3から5までについては、用地を一括分譲で取得するものに限る。
	第1種指定用地 香南工業団地 川谷刈谷工場用地 高知中央産業団地 南国日章産業団地	企業指定の対象業種等区分1又は2に該当するもの
	第1種指定用地 高知新港企業用地 高知新港高台用地	企業指定の対象業種等区分1、2、4、5又は8から10までのいずれかに該当するもの
	第1種指定用地 宿毛湾港工業流通団地	企業指定の対象業種等区分1、2、4又は8のいずれかに該当するもの
	指定外用地	企業指定の対象業種等区分1、2、6又は7のいずれかに該当するもの

新		旧	
【省略】別表第3 1～6		【省略】別表第3 1～6	
別表第3（企業指定の対象業種等区分）		別表第3（企業指定の対象業種等区分）	
7 農業	次のいずれかに該当するもののうち、高度な環境制御等により野菜等植物の周年・計画生産を行うアからキに該当するもの及びその生産に密接に関連するクからコに該当するもの ア 米作以外の穀作農業（0112） イ 野菜作農業（きのご類の栽培を含む）（0113） ウ 果樹作農業（0114） エ 花き作農業（0115） オ 工芸農作物農業（0116） カ ばれいしょ・かんしょ作農業（0117） キ その他の耕種農業（0119） ク 穀作サービス業（0131） ケ 野菜作・果樹作サービス業（0132） コ 穀作、野菜作・果樹作以外の耕種サービス業（0133）	7 農業	次のいずれかに該当するもののうち、高度な環境制御等により野菜等植物の周年・計画生産を行うアからキに該当するもの及びその生産に密接に関連するクからコに該当するもの ア 米作以外の穀作農業（0112） イ 野菜作農業（きのご類の栽培を含む）（0113） ウ 果樹作農業（0114） エ 花き作農業（0115） オ 工芸農作物農業（0116） カ ばれいしょ・かんしょ作農業（0117） キ その他の耕種農業（0119） ク 穀作サービス業（0131） ケ 野菜作・果樹作サービス業（0132） コ 穀作、野菜作・果樹作以外の耕種サービス業（0133）
8 新エネルギー関連業種	新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法施行令（平成9年政令第208号）第1条に規定するもの	8 新エネルギー関連業種	新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法施行令（平成9年政令第208号）第1条に規定するもの
9 小売業・ <u>宿泊業</u> ・飲食サービス業	次のいずれかに該当するもの ア 小売業（56～58、60） イ 宿泊業・飲食サービス業（75～77）	9 小売業・飲食サービス業	次のいずれかに該当するもの ア 小売業（56～58、60） イ 宿泊業・飲食サービス業（75～77）
10 立地支援企業	指定用地に進出する企業の立地を支援する企業（開発事業者等）	10 立地支援企業	指定用地に進出する企業の立地を支援する企業（開発事業者等）
<p>（注1）括弧内数字は、日本標準産業分類の中分類、小分類及び細分類を表す。</p> <p>（注2）「主要原材料」 商品の重要なセールスポイントを形成する原材料をいう。</p> <p>（注3）「新素材製造業」 主として、ファインセラミックス、ニューカーボン、ニューガラス等の無機系新素材、エンジニアリングプラスチック、機能性高分子等の有機系新素材、形状記憶合金、超伝導合金、水素吸蔵合金、アモルファス合金等の金属系新素材、繊維強化プラスチック、繊維強化金属等の複数の素材を組み合わせ高機能化した複合素材等を製造する事業所をいう（主として新素材の原料を製造する事業所を含む。）。</p>		<p>（注1）括弧内数字は、日本標準産業分類の中分類、小分類及び細分類を表す。</p> <p>（注2）「主要原材料」 商品の重要なセールスポイントを形成する原材料をいう。</p> <p>（注3）「新素材製造業」 主として、ファインセラミックス、ニューカーボン、ニューガラス等の無機系新素材、エンジニアリングプラスチック、機能性高分子等の有機系新素材、形状記憶合金、超伝導合金、水素吸蔵合金、アモルファス合金等の金属系新素材、繊維強化プラスチック、繊維強化金属等の複数の素材を組み合わせ高機能化した複合素材等を製造する事業所をいう（主として新素材の原料を製造する事業所を含む。）。</p>	